

旅館業における衛生等管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">旅館業における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 共同浴室にあつては、<u>おおむね7歳以上</u>の男女を混浴させないこと。 また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させないこと。</p> <p>(17) (略)</p> <p>5～28 (略)</p> <p>IV～VII (略)</p>	<p style="text-align: center;">旅館業における衛生等管理要領</p> <p>I・II (略)</p> <p>III 施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 浴室は、次に掲げるところにより措置すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 共同浴室にあつては、<u>おおむね10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。 また、共同浴室等においては、使用済みのカミソリを放置させないこと。</p> <p>(17) (略)</p> <p>5～28 (略)</p> <p>IV～VII (略)</p>